

新・名寄市行財政改革推進計画

(後期基本計画)

[平成24年度～平成28年度]

平成24年4月

名 寄 市

目 次

I	行財政改革の背景	1
1	これまでの行財政改革の経過	1
2	国の状況	1
3	本市の財政状況	2
II	行財政改革の基本的な考え方	3
1	改革の必要性	3
2	改革の理念	3
3	改革の基本方針	3
	基本方針1 簡素で効率的な行政運営	4
	基本方針2 健全な財政運営	4
	基本方針3 市民と協働の行政運営	4
III	行財政改革の推進事項と主な推進項目	5
	基本方針1 簡素で効率的な行政運営	5
	① 施策推進体制の充実	5
	② 人材育成の推進	5
	③ 組織と職員制度の見直し	5
	④ 事務事業の改善	5
	基本方針2 健全な財政運営	6
	① 歳入の確保	6
	② 効率的な歳出の実行	6
	基本方針3 市民と協働の行政運営	6
IV	主な推進項目の具体的方策	7
V	行財政改革の進め方	11
VI	計画策定及び推進体制フロー図	12
VII	取り組みの全体像（体系図）	13

I 行財政改革の背景

1 これまでの行財政改革の経過

本市は、平成 18 年 3 月 27 日に合併し、新「名寄市」となりましたが、旧市町ともこれまで間断なく行財政改革に取り組んできました。旧名寄市では、昭和 57 年 7 月に行財政見直し実施要綱、昭和 61 年 3 月には「新生名寄の街づくりのために」を目標に行政改革大綱を策定し、平成 8 年 9 月からは、平成 12 年迄の「名寄市行財政改革推進の基本方針と推進計画」を定め、行財政全般にわたる改革・改善の方向性を示してきています。翌年の平成 9 年度には、より具体的で実行性のある「新行財政改革推進計画（期間：平成 14 年度迄）」として見直しを行ってきました。

平成 15 年度には、地方財政の構造改革や地方分権の推進に対応をするため「新たな行財政改革推進計画」を策定し、6 項目の推進事業を定め市民の目線に立った簡素で効率的な行財政改革を進めてきました。

また、旧風連町においても、平成 8 年度に行財政改革大綱を策定し、6 項目の重点事項を明らかにし実施目標年次を平成 12 年度までの 5 カ年として取り組んできました。

平成 14 年度には、風連町行財政改革検討委員会から「市町村合併問題を見据えた抜本的な行財政改革を住民の視点で検討して将来の風連町の有り様について」の答申を受けました。答申では、財政状況の危機的状況を踏まえ抜本的な行財政改革を実施することとし、各論で行政の守備範囲の見直しなど 4 項目について推進をするよう求められました。

平成 15 年度には、「行財政改革推進計画」を策定し、改革推進事項については、第 3 次総合計画後期計画、財政健全化計画及び行財政改革研究会の提言や行財政改革検討委員会の答申などを受け、具現性の高い施策や改善策を 7 項目定めて推進してきました。

名寄市においては、平成 19 年 2 月に「新・名寄市行財政改革推進計画」を策定し、平成 20 年度から市長を本部長とする「名寄市行財政改革推進実施本部」を立ち上げ、「組織のスリム化」「使用料・手数料及び負担金・補助金の見直し」「公共施設のあり方」などの検討、見直しを実施してきています。

2 国の状況

行政改革については、中央省庁等再編後の概ね 5 年間で集中改革期間として、国・地方を通じて行政の組織・制度の在り方や行政と国民との関係などを抜本的に見直し、新たな行政システムを構築することを基本理念とする「行政改革大綱（H12 閣議決定）」に基づき、特殊法人等改革、行政委託型公益法人等改革、政策評価制度の導入などを進め、成果を挙げてきています。しかしながら、行政改革は、不断に取り組むべき課題であり、引き続き、構造改革の重要な柱の一つとして、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」などの観点から強力に推進していく必要があることから、国（総務省）は、平成 17 年 3 月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定しました。この指針のなかでは、特に、行政自らが担う役割を重点化していくことが求められており、新しい視点に立って不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが必要であると示されています。

また、その一方で、情報公開条例や個人情報保護条例の制定、事務・事業の民間委託なども着実に進展していることから、地方における行政改革に対して一定の評価をする旨が記述されていますが、厳し

い財政や経済情勢を背景に、地方行革に対する国民の視線が依然厳しいことについても触れられています。

最近の国の行財政改革に対する考え方については、不透明な部分がありますが、今後の厳しい財政状況を考えた時、本市としてはさらなる行財政改革に取り組む必要があります。

3 本市の財政状況

「三位一体改革」以降、地方交付税の大幅な削減が続いてきましたが、地方の疲弊や地域間格差の拡大などの実情を踏まえ、平成 22 年度に段階補正、数値急減補正など小規模自治体に対する配慮で、地方交付税は大きく増額となりました。地方交付税を含めた地方一般財源についても今後着実に一定の伸びが見込めると多くの自治体で期待が膨らみました。

平成 20 年に発生したリーマンショックによる経済の低迷は、地方財政へ悪影響を及ぼしましたが、平成 22 年度後半には、国の経済対策により我が国でもその影響から脱却しつつありました。しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災さらには原発事故の影響もあり、我が国の経済や地方行財政は長期的にわたり混沌とした状況になると危惧されています。

本市の財政においては、地方交付税の増額、平成 20～22 年度における臨時交付金の追加補正などにより、平成 22 年度決算ベースにおいては財政調整基金で 9 億 3,000 万円、減債基金で 6 億 8,000 万円など一般会計では 46 億 4,000 万円の基金残高となりました。しかし、平成 22 年度決算統計ベースでは、前年度収支及び財政調整基金の積み立て並びに取り崩しを除いた実質単年度収支は 1 億 9,300 万円のマイナスとなっています。

今後は、長引く経済の低迷による地方財政への悪影響や、平成 18 年から新市として受けていた「合併算定替」による優遇措置も、合併後 10 年を経過すると徐々に減り始め、平成 33 年度には現在の交付額より 6 億 3,700 万円減額となることが見込まれています。この状況の下、新名寄市総合計画後期計画における財源を担保しながら、さらに公共施設の老朽化への対応、国から地方への権限移譲に伴う新たな財政需要、人口減少を見込んだ適正な財政運営など、困難な課題を解決していかなければなりません。

現時点では過疎自立促進法による過疎債は平成 27 年度に終了することになっており、本市の普通建設事業を支えてきた「有利な財源」がなくなる可能性があります。また、地方交付税に多くを依存する本市の財政構造は脆弱なもので、新たな財源確保対策と行政サービスの水準を低下させないために、より効率的な行財政運営が求められています。

※合併特例債の延長法案継続審査中

Ⅱ 行財政改革の基本的な考え方

1 改革の必要性

地方自治体を取り巻く情勢は、世界同時不況による景気の低迷に加えて、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の復旧に要する費用の捻出など、地方交付税を中心とした地方財政への影響が不透明であります。

さらには、人口減少や少子高齢化などにより地方の財政がさらに縮小していくことが予測されているなか、地方分権への対応など地方自治体の果たす役割はますます重要になってきています。

地方財政においては、地方交付税の見直しや市税などの減収、国・道の制度改正による補助金の縮減など大変厳しく、先行きの不透明さに一層拍車をかけています。また、今後の自主財源の増収も期待できないことから、将来を見据えて弾力性のあるメリハリのきいた財政構造への転換を図らなければなりません。

地方分権下において、「市民に身近な行政は、できる限り身近な自治体が担う」ことが基本的な考え方であります。しかし、市民の行政に対するニーズは多様化しており、行政の事務事業も年々増加をしている現状であることから、既成のルールにとらわれず抜本的な見直しを行い責任と役割を明確にし、公正で透明性の高い開かれた市政を推進する必要があります。

このようなことから、全職員が改革と問題意識を持ち、時代の潮流を十分に認識しながら行財政改革を推進することが必要であります。

2 改革の理念

平成 22 年 4 月に施行された「自治基本条例」の基本理念及び基本原則に基づき、市民と行政による協働のまちづくりを進めるために、市民と行政が情報の共有を図り、連携・協力して、自主性と自立性の高い施策を決定し、持続的に発展していきける強固な行財政基盤をもった自治体へ変革することを目指します。

3 改革の基本方針

新名寄市総合計画（第 1 次）は平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間となっており、前期計画（平成 19 年度から平成 23 年度）の検証・見直しを行い後期計画（平成 24 年度から平成 28 年度）を策定しました。

行財政改革は、総合計画及び中期財政計画と一体的に進める必要があることから、平成 19 年 2 月に策定した「新・名寄市行財政改革推進計画」（平成 18 年度から平成 23 年度までの 6 年間）を前期計画と位置づけし、今回策定する「新・名寄市行財政改革推進計画（後期基本計画）」の実施期間を平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間として取り組みます。

行財政改革については、平成 20 年度から市長を本部長とする「名寄市行財政改革推進実施本部」を立ち上げて「組織のスリム化」「使用料・手数料及び負担金・補助金の見直し」「公共施設のあり方」などの検討・見直しを実施してきています。

国においては、平成 17 年 3 月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」以降、

具体的な見直しは行われず、集中行革プランにおいても指定管理者制度においてもたらされた官製ワーキングプアの問題などがあり、今後においては、各自治体において業務と職員のバランスを自ら考えて、定員管理などをやってもらいたいというスタンスに変わってきています。

本市においては、今後、地方交付税の合併算定替が終了する平成 33 年度には 6 億 3,700 万円の減収が見込まれることから、さらなる行財政改革を進める必要があります。

そのためには、第 1 に、合併後の厳しい財政状況のなかにあつて、時代の変化や多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応していく必要があります。第 2 に、長期的な視野に立ち事務事業の見直しや組織の再編成による適正な職員配置を行い、さらには、業務の民間委託をするなど徹底した行政運営の見直しを行い財政基盤の確立を目指す必要があります。第 3 に、地方分権の進展により地方自治体の権限や責任が拡大するなか、市民への説明責任をしっかりと果たす必要があります。第 4 に、行政情報を積極的に開示し職員の意識改革を進め、市民と行政が対等の立場で役割分担を行える強い信頼関係を構築し、協働の「まちづくり」の推進を図らなければなりません。

以上の事項を着実に実行していくため、積極的に検討を加え、より実行性の高い「新・名寄市行財政改革推進計画（後期基本計画）」の策定に取り組みます。

基本方針 1 簡素で効率的な行政運営

「最小の経費で最大の効果を上げる」を基本原則に組織及び運営の合理化に努め、補完性の原理に基づく市民と行政の役割を明確にし、公共性に配慮しながら民間活力を導入し市民サービスの向上や経費の節減などを図ります。

今後の行政運営にあたっては、市民の視点で職員一人ひとりがサービス精神やコスト意識を持ち、組織として徹底した目標を設定し、成果重視の視点にたつて推進していく必要があります。

また、限られた財源を有効に活用するためには、多様化する市民ニーズに対し行政の果たすべき役割は何かを検証し、事務事業の範囲を見直すなど、時代に即応した効率的な行政運営を進めます。

基本方針 2 健全な財政運営

少子・高齢社会、景気の低迷、地方交付税や補助金などの縮減が見込まれ、税源移譲はされたものの、一般財源総額の伸びは期待できず、今後の財政状況は悪化と硬直化が予測され依然として厳しい状況にあります。また、国が進める歳出を大胆に見直す「小さな効率的な政府」は地方による自立を求めているため、合併を選択しただけでは増え続ける収支不足を簡単には解消できず、将来を見据え中長期的な視点に立ち、過大な負の遺産を残さない健全な財政運営に努めます。

基本方針 3 市民と協働の行政運営

地方分権の進展や厳しい財政環境による地方自治体の権限や責任が拡大するなか、ますます多様化する市民ニーズに対応するためには、行政の力だけでは自ずと限界があり市民との協働社会の構築が急務であります。そのためには、行政情報を積極的に開示するとともに職員の意識改革を進め、市民と行政が対等の立場で役割分担を行い、強い信頼関係を築き協働の「まちづくり」を推進します。

Ⅲ 行財政改革の推進事項と主な推進項目

基本方針 1 簡素で効率的な行政運営

《①施策推進体制の充実》

施策や事業の執行については、常に適正な成果を生むため事前に目標を設定し、その成果を検証、さらに改善へと結びつけていく、PDCA サイクル(Plan 計画⇒Do 実行⇒Check 検証⇒Action 改善)の手法を構築します。また、市民満足度を高めるため市民の視点による評価の仕組みを取り入れます。

【主な推進項目】

- 行政評価システムなどの推進及び活用
- 情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用
- 広報広聴機能の充実

《②人材育成の推進》

自立した責任ある行政運営を推進するために、「新・名寄市人材育成基本方針」に基づいて、個々の職員の能力を最大限に発揮できるよう自己啓発型、実践型の研修を実施し、地方分権時代の担い手にふさわしい職員を育成します。

【主な推進項目】

- 職員意識の向上
- メンタルヘルス対策の推進
- 接遇研修の実施
- 適正な人事制度の推進

《③組織と職員制度の見直し》

厳しい財政状況や社会情勢の変化などを踏まえ事務事業の見直しや業務の外部委託を行い、職員数についても、具体的な数値目標を定め抑制を図り総体的に組織の縮小に努め、時代に即した簡素で効率的な組織・機構への改革を進めます。また、給与についても、公務員制度改革などを注視しながら市民の理解が得られる給与制度の整備を行います。

【主な推進項目】

- 組織・機構の見直し
- 定員適正化
- 民間活力の導入
- 職員給与などの見直し

《④事務事業の改善》

厳しい財政状況のなかで、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくため、緊要度の高いものを選別し、効率的な事務の実施を図るとともに、市民サービス向上の観点から事務事業の簡素、効率化を進めます。

【主な推進項目】

- 事務事業の見直し及び統廃合

- 各種協議会への参画及び負担金の見直し
- ICTを活用した行政の推進

基本方針2 健全な財政運営

《①歳入の確保》

健全な財政運営のためには、歳出の削減だけでなく、歳入の確保も重要です。

今後、地方分権の進展により地方税の比重が高まることが予想されるなか、市税などの徴収率の一層の向上に努めるほか、受益者負担の適正化に努めます。

【主な推進項目】

- 遊休財産の有効活用又は売却
- 収納率の向上及び滞納整理
- 受益者負担の適正化
- 資産の有効活用

《②効率的な歳出の実行》

今後、本市を取り巻く財政状況はますます厳しさが増すことが想定されます。限られた財源を効果的に活用するためには、徹底したコスト意識のもと効率や成果を重視した財政運営を進めメリハリのきいた弾力的な財政構造を確立します。

【主な推進項目】

- 公債費などの適正化
- 補助金の見直し
- 公営企業などの経営健全化
- 第3セクターの見直し

基本方針3 市民と協働の行政運営

地方分権の推進により地方自治体の権限や責任が拡大するなか、ますます多様化、高度化する市民ニーズに対応するためには、行政だけでは自ずと限界があります。自助、共助、公助の原則のもと地域自治組織や各種団体などとの新たなパートナーシップを確立し、市民参加による「まちづくり」を進めます。

【主な推進項目】

- 自治基本条例の推進
- 自治組織の整備
- 市民参加による「まちづくり」の推進
- 男女共同参画の推進

IV 主な推進項目の具体的方策

基本方針 1 簡素で効率的な行政運営

① 施策推進体制の充実

行政評価システムなどの推進及び活用

効果的・効率的な行政運営のツールとして「行政評価システム」の向上に努め、事務事業評価、施策評価、外部評価などについて市民の意見を取り入れながら検証を行います。また、パブリック・コメントについては市民への制度の浸透と熟度の向上を図ります。

情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用

市政の説明責任を果たし、開かれた市政の推進を図るとともに、情報公開条例及び個人情報保護条例の適正運用に努めます。

広報広聴機能の充実

市民の意見を市政に反映させるため、「まちづくり懇談会」や「出前トーク」「市ポータルサイト」などを活用し、市民との意見交換や要望など、多様化する市民ニーズの的確な把握に努めます。

② 人材育成の推進

職員意識の向上

「新・名寄市人材育成基本方針」に基づき、人材育成及び政策形成能力や法務能力などのレベルアップのため、実効性のある研修を計画的に実施し、職員研修の充実を図ります。

メンタルヘルス対策の推進

心の病を未然に防止するため、職員自身に対する健康管理の意識啓発や課長職の研修を充実し、総合的なメンタルヘルス対策を推進します。

接遇研修の実施

窓口における市民などへの対応の一層の改善を図るため、接遇研修や職場ぐるみでの改善を図ります。

適正な人事制度の推進

市民感覚の醸成、幅広い業務への適応力の育成、さらには業務適性の把握を目的として採用後10年の間に、市民と直接接する業務を含めた複数の職場を経験できるよう配置します。また、人事評価制度の導入に向けた取り組みを進めます。

③組織と職員制度の見直し

組織・機構の見直し

新たな行政課題や多様化する市民ニーズに即応した施策を総合的・機能的に展開できるよう従来の組織・機構にとらわれることなく見直し、実質的に事務事業を円滑に遂行できる簡素で効率的な組織・機構を検討します。

定員適正化

定員適正化については、社会経済情勢の変化を踏まえて、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら取り組みます。

また、定員管理にあたっては、組織・機構の見直し、事務事業の効率化、民間活力の導入などを積極的に進め合併時に協議された職員数の考え方を基本に、類似団体別職員数も参考にしながら定員適正化計画を策定します。

民間活力の導入

公共サービスは、行政だけで担うのではなく、民間の知識や技術、経済性などを生かし効率的かつ効果的にサービスを提供できる業務については、積極的に民間委託を推進し、施設の管理運営についても、指定管理者制度の活用を積極的に推進します。

職員給与などの見直し

給与などについては、公務員制度改革などを注視しながら、市の財政事情などを考慮し、給与等制度全般の見直しを進めます。

④事務事業の改善

事務事業の見直し及び統廃合

行政サービスの実施については、市民ニーズを再認識した上で、初期の目的を達成している事務事業や成果が希薄なものについては、廃止・縮小を検討します。また、一層効果的な事務事業とするため、事務事業そのものの再編・統合及び実施方法の見直しを図ります。

各種協議会への参画及び負担金の見直し

市が加入している各種協議会や団体などについて、脱会も視野に入れて加入意義を再検討するとともに、一部事務組合も含めて負担金の見直しを図ります。

ICTを活用した行政の推進

行政サービスの向上は、ICT(情報通信技術)が極めて有効な手段であることから、セキュリティに十分配慮し、組織相互間の横断的な連携により、類似・関連した業務の調整による効率化を図り、市民の立場に立った高度な行政サービスの推進に取り組みます。

基本方針 2 健全な財政運営

①歳入の確保

遊休財産の有効活用又は売却

普通財産については、総合計画との整合性を図り、将来の行政執行上保有しておく必要がある場合、または財産運営上からみて保有が必要である場合を除いて、遊休地、貸付地などで処分が可能なものは積極的な処分に努めます。

収納率の向上及び滞納整理

自主財源の確保と税負担の公平性の観点から、課税客体的確な把握や収入未済額、不納欠損の取り扱いについて適正化を図り、市税をはじめ国民健康保険税、介護保険料、保育料、市営住宅使用料、その他使用料も含め具体的な数値目標を設定し収納率の向上を図ります。

受益者負担の適正化

受益者負担の適正化を図るため、受益と負担の均衡を確保する観点に立ち、使用料、手数料などのすべての料金について、公平性の原則に立ち見直しを図ります。また、新たに受益者負担を求めることが適当な事業については適正な料金設定を検討します。

新名寄市としての使用料の新たな基準を平成 28 年度までに策定します。

資産の有効活用

地方交付税の合併算定替支援の終了に対応した基金の効果的・効率的な管理のため国債運用を行います。

②効果的な歳出の実行

公債費などの適正化

今後、財政構造が硬直化することが予測されるなか、公債費の増加は財政運営に大きな負担となります。新規発行債については、後年度の財政負担を正確に把握し適正な発行規模に努め、既発行債は借入先、利率、償還年数、償還額などを正確に把握し、借換債の発行を推進するなど平準化に努めます。

補助金の見直し

補助金については、緊急度や必要度、行政効果などを分析し、廃止、削減、統合、終期の設定などを図ります。

公営企業などの経営健全化

特別会計を含む公営企業などについては、一部業務委託などを行い合理化を進めていますが、より一層の健全化に向けて「中長期経営計画」などを策定し事務事業の見直しや経費削減となる民間委託などを推進し、経営の安定を図ります。

第3セクターの見直し

第3セクターは、その時代の要請を受けて設立されたものであり、公共サービスの提供主体のひとつとして役割を担ってきましたが、社会経済情勢の変化により大変厳しい状況となっています。今後、その役割などを再検討し必要な整理や統合を検討します。

基本方針3 市民と協働の行政運営

自治基本条例の推進

自治基本条例を名寄市の最高規範として、基本理念及び基本原則に基づく市民主体のまちづくりの実現を目指します。

自治組織の整備

「地域のことは地域で考え、地域で決定する」を基本として個性的な活力ある地域社会を再構築し、地域の特性や多様さに合わせた地域自治区の創設を目指します。

市民参加による「まちづくり」の推進

市民と行政のパートナーシップのもと、地方分権時代にふさわしい地域の特性を活かした「まちづくり」を行うため、積極的に市政情報を提供し市民と情報を共有するとともに、まちづくり活動を実践する市民団体や町内会などへの支援を行い市民との協働による行政運営を推進します。

男女共同参画の推進

男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、個性を十分に発揮することが出来る社会の実現にむけさまざまな施策を推進します。

V 行財政改革の進め方

1 取り組み期間

本推進計画（後期基本計画）は、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 カ年間とし、行財政改革を不断の取り組みとするために、期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

また、基本計画のほかに実施計画を策定し、効果額についても実績報告で明らかにしていきます。

2 推進体制

1) 行財政改革推進実施本部の設置

市長を本部長に、副市長 2 名と教育長を副本部長とし、委員は、部長職、次長職をもって構成し、行財政改革の実行主体として進行管理を行います。

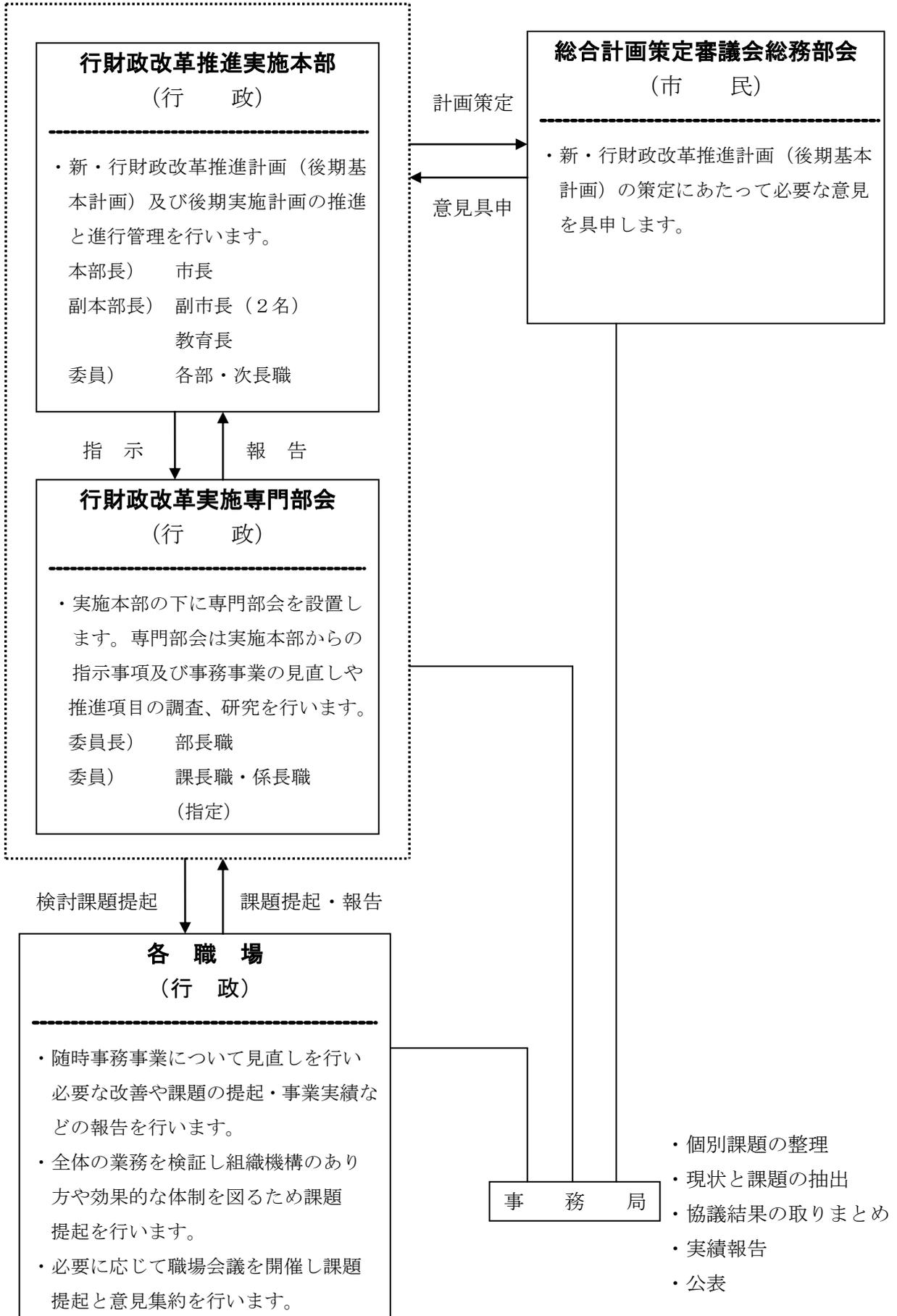
2) 行財政改革実施専門部会などの設置

本部長は、必要に応じて専門部会及び委員会を設置することができます。専門部会及び委員会の部会長などは部長職とし、部員などは課長職・係長職とします。部会などの構成にあたっては各部、課の均衡を考慮し部員などを指定します。部員などは、実施本部からの指示事項及び事務事業の見直しや推進項目の調査・研究を行います。

3 市民への公表

本推進計画（後期基本計画）は、ポータルサイト・広報紙などで公表するとともに、必要に応じてダイジェスト版などを発行して市民周知を行います。

VI 計画策定及び推進体制フロー図



Ⅶ 取り組みの全体像（体系図）

〈推進事項〉

〈主な推進項目〉

〈個別推進課題〉

基本方針 1 簡素で効率的な行政運営

①施策推進体制の充実

・行政評価システムなどの推進及び活用

事務事業評価の充実

施策評価の推進

外部評価の推進

パブリック・コメント制度の検証及び推進

・情報公開条例及び個人情報保護条例
の適正な運用

情報公開条例の適正な運用

個人情報保護条例の適正な運用

・広報広聴機能の充実

広報広聴機能の充実

②人材育成の推進

・職員意識の向上

人材育成基本方針の推進

公務員倫理の徹底

コスト意識の徹底

職員提案制度の活用

職員研修の充実

・メンタルヘルス対策の推進

メンタルヘルス対策の推進

・接遇研修の実施

接遇マニュアルの実践及び研修の実施

窓口手続きの簡素化・迅速化・サービスの
向上

・適正な人事制度の推進

人事評価制度の検討

人事異動希望制度の推進

③組織と職員制度の見直し

・組織・機構の見直し

組織・機構の簡素合理化の推進

小・中学校の再編・統合

・定員適正化

定員適正化計画の策定

事務量に応じた適正な人事配置の実施

・民間活力の導入

指定管理者制度の活用

施設の管理・業務の民間委託の推進

公共サービス改革法による官民競争・民間
競争入札の導入検討

・学校給食センターの業務委託

・児童センターの管理委託

・図書館の管理運営委託

・北国博物館の管理委託

・下水処理場の民間委託

・市民会館の民間委託

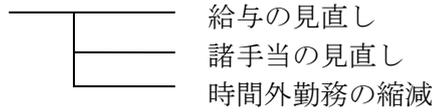
・風連スキー場の民間委託

・風連地区集会施設の地域による自主管理運営方
式への移行

・風連海洋センター及び周辺体育施設の民間委託

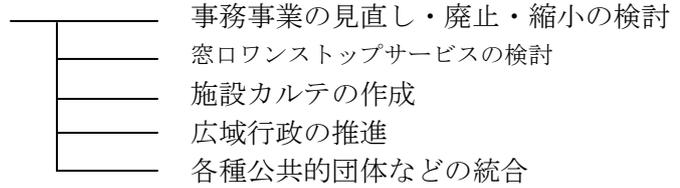
・水道事業の業務委託

- ・職員給与などの見直し

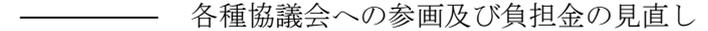


④事務事業の改善

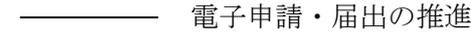
- ・事務事業の見直し及び統廃合



- ・各種協議会への参画及び負担金
の見直し



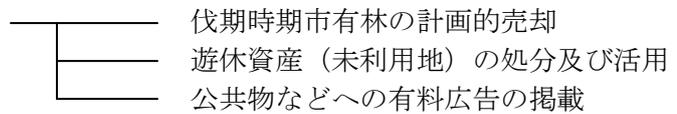
- ・ICTを活用した行政の推進



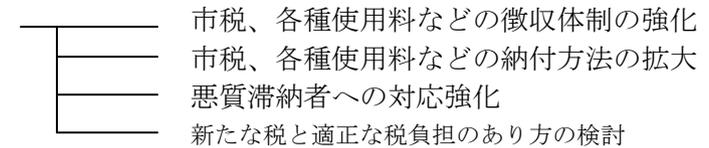
基本方針2 健全な財政運営

①歳入の確保

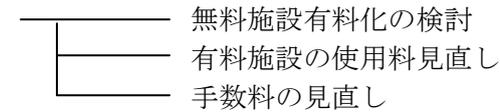
- ・遊休財産の有効活用又は売却



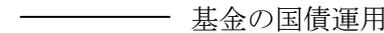
- ・収納率の向上及び滞納整理



- ・受益者負担の適正化

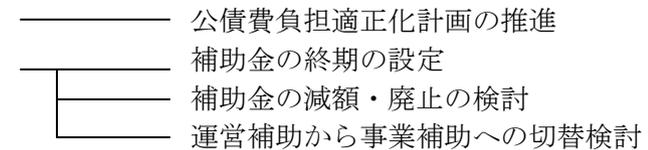


- ・資産の有効活用

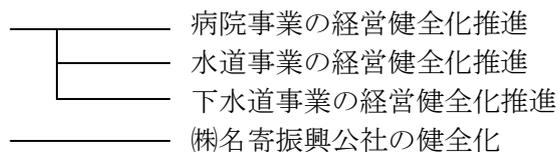


②効率的な歳出の実行

- ・公債費などの適正化
- ・補助金の見直し



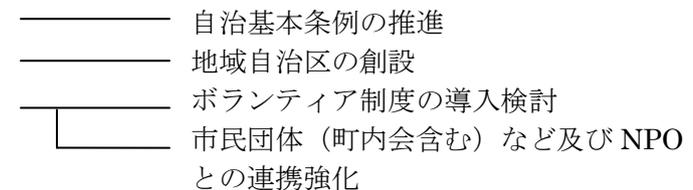
- ・公営企業などの経営健全化



- ・第3セクターの見直し

基本方針3 市民と協働の行政運営

- ・自治基本条例の推進
- ・自治組織の整備
- ・市民参加による「まちづくり」
の推進



- ・男女共同参画の推進

